

平成24年4月23日

習志野警察署のレクリエーション旅行が捜査等に及ぼした影響と  
旅行に関する報告の経緯等  
(要旨)

1 レクリエーション旅行が捜査等に及ぼした影響について

(1) I係長が聴取開始を12月12日とした理由

12月6日、被害者が習志野警察署を訪問。

習志野警察署刑事課I係長は、旅行への参加を理由に聴取開始日を遅らせた訳でなく、処理中の事案の進捗状況を勘案した上で、近々に複数の強行犯係員を本件事案の捜査に専従させられるのは12日と判断。一方、I係長及びH刑事課長は、生活安全課長からの本件事案の引継ぎが不十分であったこともあり、本件事案の切迫性を認識せず。

(2) 旅行への参加と捜査等への影響

12月9日、被疑者が被害者方マンション付近を徘徊。

①刑事課

H刑事課長が、持つべき危機意識を持っていれば、より踏み込んだ対応をすることができた。一方、I係長が旅行に参加していなければ、より踏み込んだ対応を一層迅速かつ効果的に行うことができた可能性がある。

②生活安全課

A生活安全課長が旅行に参加していなければ、ストーカー規制法の適用に向けた検討を加速化・深化させることができた可能性がある。

(3) 旅行の実施と危機意識の欠如

旅行直前の12月6日及び7日の習志野警察署長、副署長、A生活安全課長、H刑事課長は、幹部として果たすべき役割を十分に果たしていない。12月9日等の事態の進展に応じて、警察署全体として最大限の対応をとる努力がなされれば、結果の発生は回避できる可能性があった。

2 旅行に関する報告の経緯等について

(1) 前回の検証における隠蔽の有無

前回の検証においては、旅行の事実を認知した各幹部が、それを殊更に伏せておくような指示や協議をした事実は見られず、隠蔽しようとする意図は認められず。一方、前回の検証においては、以下のとおり、各幹部は、旅行の影響を過小評価しており、検証における視点として捉えることができなかった。

## (2) 旅行の認知

12月18日、習志野警察署における事実確認で、刑事部及び生活安全部担当者が、A生活安全課長及びI係長の旅行への参加を認知。調査に赴いた刑事部担当者は、I係長が旅行のために聴取開始日を遅らせた訳ではないと判断。生活安全部担当者は、旅行の件は刑事部の問題と認識。

## (3) 幹部への報告

### ① 刑事部

習志野警察署での事実確認の報告を受けた刑事部幹部は、旅行の事実を聞くも、被害者や国民の視点からの考慮のないまま、問題視せず。刑事部長に対しての報告中、旅行についても言及されたが、具体的な説明はなく、刑事部長はI係長が旅行に参加したとの認識を持つに至らず。

### ② 生活安全部

事実確認の結果報告を受けた生活安全部幹部は、旅行の事実を聞くも、12月6日の引継ぎ以降は刑事課が事件捜査として対応するとの認識から、A生活安全課長の旅行には特段の問題はないと判断。生活安全部長については、その後の過程で刑事部において問題になる可能性を感じるも、6日以降は刑事課が対応の主体となるとの認識から、特段の問題提起せず。

### ③ 警察本部長

旅行の事実は、警察本部長への報告はなされなかった。

## (4) 前回の検証について

前回の検証は、本件事案への対応に影響を及ぼし得る事実が脱落したという点において、不十分。原因は、

① 刑事部と生活安全部の連携不足

② 検証が、警察内部の視点に止まり、被害者や国民の視点からの評価がなされなかったこと。

③ 警察本部長等の幹部において、①及び②を克服するような検証の運営がなされなかったこと。

## 3 組織運営の観点からの反省点と再発防止に向けた取組み

### (1) 千葉県警察の組織運営の観点からの問題点

① 幹部の組織管理の不備

② 被害者・国民の視点の欠如

③ 「警察改革の精神」の不徹底

### (2) 再発防止に向けた取組み

警察本部長を長とする「第一線警察の組織運営の在り方に関する検討委員会」を設置して「幹部の役割と発揮すべきリーダーシップの在り方」、「国民の視点に立脚した教養の充実」、「レクの在り方」等につき検討し、公安委員会に報告した上で、ガイドライン等として取りまとめ、実施。